

20	施設名 (施設数)	広島市安佐北区地域福祉センター (1)		5段階評価 (前年度評価) A(B)
	指定管理者	(社福)広島市安佐北区社会福祉協議会		
	施設所管課	健康福祉局地域共生社会推進課	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募	

令和3年度の状況

① 業務の実施状況 (配置人員 (4月1日現在) 1人) すべての項目で「○」	S
--	----------

② 施設の利用状況	-								
ア 利用者数等									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>目標利用者数(ア)</th> <th>利用者数実績(イ)</th> <th>差引 (イ)-(ア)</th> <th>達成率 (イ)/(ア)</th> </tr> <tr> <td>4万3,300人</td> <td>2万1,328人</td> <td>△2万1,972人</td> <td>49.3%</td> </tr> </table>		目標利用者数(ア)	利用者数実績(イ)	差引 (イ)-(ア)	達成率 (イ)/(ア)	4万3,300人	2万1,328人	△2万1,972人	49.3%
目標利用者数(ア)		利用者数実績(イ)	差引 (イ)-(ア)	達成率 (イ)/(ア)					
4万3,300人		2万1,328人	△2万1,972人	49.3%					
※ 前年度実績 1万6,908人 (増減率26.1%)									
イ 利用促進策等の実施状況 (ア) 利用団体等の活動状況を他の利用者に周知し、諸室の利用可能な日時を積極的に情報提供して利用を呼びかけている。 (イ) 区社協だよりなどの広報誌やホームページにより、当施設を利用した活動について紹介している。 (ウ) 地区社協など関係団体が実施する事業のチラシの配布や他の利用者への周知に積極的に協力している。									
ウ 特記事項 令和4年2月10日から令和4年4月24日までの間、新型コロナウイルスワクチン接種会場として利用されたことから、前年度実績に比べ利用者数が増加している。									

③ 利用者の満足度	a																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">アンケート回答数</th> <th colspan="2">満足</th> <th colspan="2">不満</th> <th rowspan="2">ふつう</th> </tr> <tr> <th>満足</th> <th>やや満足</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> </tr> <tr> <td>378件</td> <td>53.2%</td> <td>16.8%</td> <td>1.1%</td> <td>0.0%</td> <td>28.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">70.0%</td> <td colspan="2">1.1%</td> <td></td> </tr> </table>		アンケート回答数	満足		不満		ふつう	満足	やや満足	やや不満	不満	378件	53.2%	16.8%	1.1%	0.0%	28.9%		70.0%		1.1%		
アンケート回答数			満足		不満			ふつう															
	満足	やや満足	やや不満	不満																			
378件	53.2%	16.8%	1.1%	0.0%	28.9%																		
	70.0%		1.1%																				

(参考) 指定管理料等の収支状況 (令和3年度)

区分	計画 (ア)	実績 (イ)	差引 (イ)-(ア)
収入 (a)	556万5千円	580万9千円	24万4千円
指定管理料	552万5千円	577万5千円	25万円
その他	4万円	3万4千円	△6千円
前年度繰越金	4万円	3万4千円	△6千円
支出 (b)	556万5千円	580万9千円	24万4千円
管理運営費等	556万5千円	578万7千円	22万2千円
市返還金	0千円	2万2千円	2万2千円
差引 (a)-(b)	0千円	0千円	0千円

- ・ 公衆無線LAN環境の整備をしたことにより指定管理者の増加費用が生じたため、増加費用相当額について指定管理料の追加措置を行った。
- ・ 指定管理料のみでは賄えない支出については、前年度繰越金により対応しており、運営に支障は生じていない。
- ・ 指定期間の最終年度において生じた余剰金は、指定管理者が本市公益的法人であることから、本市に全額を返還している。